

第3次山梨県食の安全・安心推進計画			新計画の構成	新計画策定の方向性
○ 計画の位置づけ 「食の安全・安心推進条例」に基づく推進計画 ○山梨県総合計画における位置づけ 戦略1 強靱な「やまなし」を創る道 施策4 安全・安心、快適なまちづくり 6 食の安全・安心確保、食育の推進及び食品ロスの削減 ○ 計画期間 令和4年度～令和8年度 ○ 基本施策 (1)生産から消費の各段階における食の安全性の確保 (2)消費者の信頼に応えるための正確な情報提供の推進 (3)生産者、事業者と消費者の相互理解と信頼関係の確立 (4)食の安全・安心確保のための体制の整備 ○ 重点的に取り組む施策 (1)持続可能な農業生産に向けた取組の推進 将来にわたり持続可能な農業生産を実現するため、有機農業等の推進や、地球温暖化抑制に貢献する4パーミルイニシアチブの普及・啓発、アニマルウェルフェアの取組などをさらに推進する (2)HACCPに沿った衛生管理体制の促進 衛生管理体制の制度化に対応するため、食品事業者に対し、HACCPに関する講習会の開催や施設の監視などを行い、HACCPに沿った衛生管理の徹底を図る (3)関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施 制度改正等を踏まえ、食品合同調査、食品表示ウォッチャーからの情報等により、適正な食品表示が行われるよう監視・指導を引き続き行う (4)正確な情報発信による事業者と消費者の相互理解の促進 事業者が行う食の安全に関する取り組みが、消費者へ正確に伝わるよう情報発信を支援し、消費者との相互理解を促進する			○計画の位置づけ 前計画と同様とする ○計画期間 R9～R13年度 ○施策の展開 現状や課題を踏まえ、今後検討していく ○重点的に取り組む施策 現状や課題を踏まえ、今後検討していく	食の安全・安心に関する現状 ○食の安全・安心を揺るがす事件・事故の発生(全国) ・アサリの原産地表示偽装(R4.2月) ・機能性表示食品を起因とする健康被害の発生(R6.3月)(県内) ・ノロウイルスによる大規模食中毒事件の発生(R4.7月) ・米の品種表示偽装(R5.12月) ○食を取り巻く状況の変化 ・食料の安定確保(物価高騰と食糧供給の不安定化) ・SDGsの目標達成に向けた機運の高まり ・多様化する食品提供の形態 ・全国的な食中毒発生件数の増加 ・SNSの普及による食に関する情報の氾濫 ○食に関する制度の変化 ・食品表示法の完全施行(R2.4月) ・食品衛生法の改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化(R3.6月) ・加工食品に係る原料原産地表示基準の改正(R4.4月) ・遺伝子組み換え食品表示制度の改正(R5.4月) ・機能性表示食品等にかかる健康被害の情報提供の義務化(R6.9月) ・食物アレルギー表示義務品目の追加(くるみ(R5.3月)、カシューナッツ(R8.4月)) ○食に関する県民意識調査結果 県政モニターアンケート調査(R7.11 回答 400人) ・食品の安全性に関心が「大いにある」、「ある程度ある」人の割合 74.5%(※R2 91.3%) ・食品について不安に思う項目 「輸入食品」「食品添加物」「残留農薬」の順 ・事業者が行うべき取組(最大3つ選択) ①食品表示の適正化 54.0% ②商品や取組の積極的な情報提供 41.0% ③食品のトレーサビリティの充実 40.5% ・県が強化すべき取組 ①食品表示の監視指導 38.0% ②食品検査体制の充実 33.0% ③食品事業者への指導・支援 30.0% ○第3次推進計画の達成状況(10指標項目) ・達成(3項目):やまなしGAP等の延べ認証数、食品衛生監視指導計画に基づく県の目標監視件数の達成率、食品表示ウォッチャーからの報告件数 ・順調に進捗(2項目):有機農業の取組面積、給食施設巡回指導の計画の実施 ・進捗が遅れている(5項目):食品の適正表示実施率(広域店舗、地域店舗)、リスクコミュニケーションの機会への参加者数、食の安全・安心ポータルサイトアクセス数、農業管理指導士等の有効認定者数 課 題 ①食品表示関連制度の改正を踏まえた適正表示がされているか調査を行っているが、適正表示実施率は低迷しており、引き続き監視指導が必要 ②食品衛生法の改正により、原則全ての食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理が制度化されたが、施設の状況や取扱い食品ごとの特性等を踏まえた運用状況の確認と、より効果的な運用に向けた助言・指導が必要 ③将来にわたり持続可能な食料生産を実現するため、より一層環境と調和した農業生産活動を推進することが必要 ④SNSの普及により、手軽に情報を入手・発信できるようになり、食に関する様々な情報があふれ、消費者が信頼できる情報を見極めることが難しいといった状況にあるため、消費者に正しい情報を提供することが必要。 ○ 第4次計画で重点的に取り組む事項 (1)食品表示関連制度の改正に対応できるよう、事業者に対し普及啓発を行うとともに、監視指導の徹底により適正な食品表示を引き続き確保 (2)食品等事業者へのHACCPに沿った衛生管理のより効果的な運用に向けた助言・指導 (3)持続可能な農業生産に向けた取り組みの推進 (4)多様な媒体を活用した、幅広い世代に対するわかりやすく正確な情報発信の推進